

平成 29 年度 事業計画

I 基本方針

～あなたのため、わたしのため、みんなでつくろう福祉の輪～

少子高齢化が問題視されて久しくなりますが、超高齢社会を迎えたわが国において、家族構成の変化から、認知症をはじめとする介護の問題、低年金による高齢者破産等の問題や、低所得者やニートなどの若年層の生活に直結した課題が山積しています。また、少子化による生産性の低下など、今後の社会保障制度を支える基盤の弱体化も進行しています。

本町においては、すでに昭和 30 年をピークに人口減少が始まっており、高度成長の裏側となる、過疎化、少子高齢化、核家族化、疎遠社会等々の、今日の様々な社会現象が始まってきたと考えます。また近年では、増え続ける空き家問題をはじめ、将来の不動産管理に関する相談も増加しています。

これまで生活福祉資金をはじめとした各種貸付事業や、本会が実施する各種事業をとおして、地域住民が抱える課題に向き合ってきました。しかし、減少し続ける人口や事業所及び商店等の減少による生活課題や、何らかの障がいにより、就労等の経済的課題を抱えていると思われる住民が増加傾向にあり、社協が担う制度の狭間にある住民の支援をはじめ、地域での支えあいや、居場所作り等、本会の役職員全員が課題解決に向けて取り組みます。

【基本理念】

地域福祉の推進役として、地域の主体性や創意を活かし、地域住民をはじめ地域のあらゆる団体・組織など幅広い層の参加・協働により、地域ニーズに対して、積極的且つ包括的に生活を支援する取り組みや社会福祉を目的に事業を企画実施し、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進してまいります。

【組織運営】

「自立相談支援事業」の本格実施にあたり、個別支援及び地域支援の強化を図るための、法人全体の職員体制の見直しを行います。また、介護保険事業については、介護報酬に見合った職員配置の見直しや、サービス提供体制の整備を引き続き行います。

今年度の事業運営の推進にあたっては、「総合事業」への移行年度にあたり、地域包括ケアシステムの構築に向けた生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）の受託により、社協本来の役割である地域での支え合いネットワークづくりの再構築として位置づけ、行政、関係機関及び自治会等との協働による地域ニーズの把握や、課題解決に向けた地域づくりを目指します。

また、今年度より社会福祉法人改革による新たな組織体制となり、地区社協及び連合自治会等の関係機関への周知及び今後の体制等についても理解を頂き、これまでで

上に連携の強化が必要となってきます。併せて各地域の実情を把握し、今後の地域公益事業への展開を協議すると共に、ガバナンスの強化、経営の透明化に務め、法人運営強化に努めます。

【財政運営】

事業所や商店等の事業規模縮小や閉鎖が相次いでおり、会費や共同募金及び寄付金についても、思想や価値観の多様化に伴って同様に減少傾向にあります。これからの事業運営にあたっては、財源ごとの用途や目的等を十分に周知することが益々不可欠となります。

美郷町から社協に対する補助金、委託費及び法人の運営費等への理解を頂いており、こらからの社協の事業運営において、限りある財源を効果的に活用することが必要となり、費用対効果など事業評価を行い、地域住民の理解を求め、サービス低下にならないような適切な運営に努めます。

また、介護保険事業では、利用者の減少に加えて、総合事業移行に伴う予防事業の委託費が削減され、これまで以上に厳しい状況が予想され、職員配置の見直しや、経費削減に努める等、中期経営計画を立て、健全な経営を目指します。

Ⅱ 個別事業計画

1. 法人運営部門

(1) 組織運営及び機能強化

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する民間の組織として自立した組織基盤が必要です。その根幹である五役会議・理事会・評議員会・各種の委員会を開催し、適切な法人運営を進めます。併せて、職員体制の強化も重要な課題であり、特に民間の立場から地域福祉を推進する役割を強化するため、職員の専門性を高めるために、研修や資格取得に積極的に取り組みます。

① 役員会等の開催

1. 五役会（会長・副会長・常務理事・総務福祉委員長・事業委員長）
2. 三役会（会長・副会長・常務理事）
3. 理事会（年4回予定）
4. 評議員会（年2回予定）
5. 委員会（総務福祉委員会・事業委員会）の開催
6. 監査（年1回 5月）
7. 内部監査（年1回）

② 連絡調整・調査研究

1. 法人内各事業所の連携
2. 県・郡の諸会議、研修会等への参加
3. 各種団体との緊密な連携による協働活動の推進と調査
4. 福祉に対する住民ニーズの把握
5. 法人内研究発表会（年1回）

6. 法人内研修会（年1回）
 7. 業務改善会議（月1回）
 8. 地域福祉活動計画の推進・見直し
- ③ 定款、諸規程その他要綱の整備

（2）組織管理体制の確立

- ① 人事労務管理
 1. 適切な労務管理
- ② 財務運営管理
 1. 適切な財務管理
 2. 財政基盤の強化（寄付金、会費への理解及び啓発）
 3. 事業活動・サービス内容等の評価（内部評価及び第三者評価への取組み）
 4. 委託（受託）契約等適正な締結管理
- ③ 事業や財務状況の情報開示
 1. 社会福祉法に基づく情報開示の実施
事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書、監査報告並びに監事意見書

（3）職員体制の確保及び資質の向上

- ① 適切な職員配置の検討
- ② 役職員研修体制の整備
役職員の資質向上のための研修強化、一般研修、派遣研修、自主研修
- ③ 職員の自主企画研修及び資格取得の支援
- ④ 新規事業の研究・取組み

（4）各種関係機関との連絡調整及び支援

- ① 関係官庁、関係諸団体、施設等との連絡及び調整
- ② 県社会福祉協議会、郡内社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、連合自治会等との連絡及び調整
- ③ 保健・医療・福祉の連携を図り、総合的なサービスを推進
- ④ 社会福祉に関する研修等への参加及び情報交換等
- ⑤ 町内社会福祉法人連絡会の設立

（5）広報啓発の強化

- ① 町民に親しまれる広報活動の実施
- ② 社会福祉協議会パンフレット等の作成配布（社会福祉協議会だより「こころ」）
- ③ ホームページの運用・管理

（6）社会福祉協議会活動体制の充実強化

- ① 財源の確保に努める
 1. 行政の補助金確保
 2. 民間助成資金の活用

3. 町出身者会との連携、協力
4. 共同募金助成金、寄付金など有効活用

(7) 個人情報保護の強化

個人情報保護規定及び特定個人情報等取扱規程を遵守し、個人情報を保護するため、適切な管理体制を講じるとともに、役職員に周知徹底し確実に実施する。

2 受託事業部門

(1) 地域支援事業の推進

- ① 「食」の自立支援事業
- ② 生活管理指導員派遣事業（ホームヘルパー派遣事業）
- ③ 介護用品支給事業
- ④ 生活困窮者自立相談支援事業
- ⑤ 被保護者就労準備支援事業
- ⑥ 生活困窮者家計相談支援事業
- ⑦ 生活支援体制整備事業

3 地域福祉活動推進部門

(1) 高齢者支援事業

- ① 地区社協、連合自治会主催敬老会の支援
- ② 介護者リフレッシュ事業（コスモス会）年2回
- ③ ひとり暮らし者交流事業（やすらぎ会）年2回
- ④ 敬老事業（米寿祝88歳・昭和5年生まれ、長寿夫婦祝・共に80歳以上）
- ⑤ 地域住民グループ活動支援事業等への協力・支援
- ⑥ ふれあいサロン、ふれあい学級への協力・支援
- ⑦ 75歳以上交流事業（お元気会）年2回

(2) シルバー人材センター事業の推進

- ① 会員の募集
- ② 活動の拡大
- ③ 安全・適正就労の促進

(3) 暮らしの相談所みさと（総合相談）

「暮らしの相談所みさと」による総合的な相談受付・支援事業

- ① 自立相談支援事業
- ② 日常生活自立支援事業
- ③ 法人による成年後見
- ④ 各種貸付事業

資金名	貸付内容	限度額
生活福祉資金	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金 不動産担保型生活資金	
臨時特例つなぎ 資金	住居のない離職者に対して、公的給付金等を受 けるまでのつなぎ資金	
高額療養費	自己負担額を超えた額	100万円
民生融金	生活資金	5万円
葬儀資金	葬儀用資金	50万円
緊急現金	緊急必要時資金	1万円

- ⑤ 暮らしの法律相談 月1回（予約制）
- ⑥ フードバンク事業
- ⑦ 入居債務保証事業
- ⑧ 地域実態調査（個別訪問）
- ⑨ 生活支援員、後見支援員の育成・活動支援
- ⑩ 貸付償還指導・債権管理強化

（４）障がい児・者福祉事業

- ① ユニバーサル交流・活動体験事業
- ② あいサポート運動の推進

（５）児童・生徒福祉事業

- ① 新生児への出産祝い品の支給
- ② ひとり親家庭への入学準備金の支給（小学校入学・卒業、中学校卒業）
- ③ 小・中児童生徒対象お祝い品の支給（小学校入学・卒業、中学校卒業祝い）
- ④ 世代間交流活動の支援（老人クラブ、地域事業）

（６）ボランティア活動の支援

- ① ボランティアセンターの運営
- ② 災害ボランティア活動支援体制の整備
第3期中期経営計画の重点課題である支援体制の整備（災害ボランティアセン
ターの設置及び役割と機能の検討）
- ③ 災害時避難場所支援事業

（７）各種助成金事業への支援

- ① あらたな支えあいファンド事業
- ② 民間助成事業の情報提供

（８）日本赤十字事業の推進

- ① 赤十字短期講習（健康支援、高齢者生活支援、防災セミナー等）
- ② 災害時の救急用品の送致
- ③ 赤十字奉仕団への支援

- ④ 地域における防災対策への支援
- ⑤ その他、日赤活動への支援・協力（会費 5 月）

(9) 共同募金運動への協力及び配分事業の実施

- ① 赤い羽根共同募金活動の展開「10月1日～12月31日」
- ② 歳末たすけあい募金活動の展開「12月1日～12月31日」
- ③ 戸別・法人・職域・学校・街頭募金等の実施
- ④ 第14回歳末たすけあいチャリティーショーの開催「12月3日」
- ⑤ 配分事業の計画及び実施

(10) 社会福祉団体への助成と支援協力

- ① 民生児童委員協議会への助成、支援及び協力
- ② 障害者福祉協議会への支援及び協力
- ③ 老人クラブへの助成と支援及び協力
- ④ その他、福祉団体への助成、支援及び協力

(11) 各種団体事務

- ① 美郷町民生児童委員協議会
- ② 島根県共同募金会「美郷町共同募金委員会」
- ③ 日本赤十字社島根県支部美郷町分区
- ④ 美郷町老人クラブ連合会

4 在宅福祉サービス部門各種福祉サービスの実施

(1) 居宅介護支援事業所

(事業目的)

本会事業所は、要介護状態と認定をされた利用者や、家族の同意のもとに、援助目標・方針・内容を定め、その有する能力に応じ、住み慣れた地域で、自立した生活を営むことが出来るよう、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

○自立支援に向けたケアマネジメントの実施

利用者が、要介護状態になった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むように配慮し支援をしていきます。

利用者の心身の状況、その置かれている状況に応じて、利用者の選択に基づき介護保険サービスや介護保険外サービスを、総合的かつ効率的に提供できるように、十分配慮して行っていきます。

○主治医等との連携

利用者・ご家族が、体調不良等により、入院した場合においても、入院時には自宅での心身の状況や生活環境等の利用者に係わる情報提供を医療機関へ行い、退院時には、利用者・家族・病院等の専門職と面談をし、利用者に関する必要な情報や利用者・家族の思いを伺い、居宅サービス計画作成、サービス利用の調整をし、安

心して在宅復帰ができるよう支援をします。

○高齢者虐待防止

虐待は身近な問題となっていており、誰もが直面する可能性がある問題として、今後は捉えていく必要があります。特に専門職として、この問題を十分に認識し、関係機関との連携を図っていきます。

○他部署・他機関との連携

美郷町社会福祉協議会の一員として自覚を持ち、他部署との連携に努めることや、行政、美郷町包括支援センター、他事業所、施設との連携を図ります。

美郷町包括支援センター開催等の会議・研修へ参加をし、事業所間の連携や情報収集、情報提供をしていきます。

○職員研修計画

介護支援専門員、組織人としても資質向上を図るため、積極的かつ計画的に研修の参加を設けていきます。

○介護支援業務の効率化を上げる取り組み

介護保険の法令を遵守しながら、介護支援専門員が行わなければならない居宅介護支援業務と、平成28年度途中より、事務職員が行っていた給付管理に関する事務業務の一部を介護支援専門員が行うことになりました。

そのため、業務量の増に対して、介護支援専門員一人ひとりが効率的に業務を行えるよう日々業務の見直しや創意工夫をする意識付けをし、書類整備を行います。

○経費削減対策

利用者数の減少に伴い、職員体制の見直しを行うことから、事業所加算Ⅲの取得ができなくなり、今後収入が減少します。そのため、経費削減についても、現在行っている削減対策の見直しを定期的に行い、業務遂行に努めます。

(2) 訪問介護事業所

(事業目的)

訪問介護事業所は、居宅介護支援事業所から受けた居宅介護サービス計画に基づいてニーズに応じた訪問介護計画を作成し、在宅生活の継続に向かって支援することを目的とする。訪問介護として介護保険法に基づく事業のほか、介護保険外の事業のホームヘルプサービスが要望に対して即対応できる体制を整えて、介護を必要とするすべての利用者の生活を支援する。

(介護保険外の事業)

- (1) 障がい者自立支援事業
- (2) 生活管理指導員派遣事業
- (3) 通院介助事業
- (4) 被爆者助成事業

(事業内容)

- (1) 家事に関すること
- (2) 身体介護に関すること
- (3) 相談・助言に関すること
- (4) 他機関との連絡・連携

(事業計画)

当事業所は、長年親しんだ我が家や地域の中で暮らし続けたいという願いを受け止め、出来る限り在宅生活が継続できるよう援助する。

また、常に利用者の心身の状況や環境等の把握に努め、適切な介護技術や介護知識を持ってサービスを提供し、選ばれる事業所を目標にして次のとおり事業を推進する。

- (1) 居宅サービスに掲げられた課題に従って、個別の訪問計画を作成し、利用者のニーズに応じた訪問活動を行う
- (2) 連絡会或いは通信手段を用いて、他機関との連携を密にして、自立度の向上を視野にいれた確かなサービスを提供する
- (3) 2級ヘルパーの活動を強固にして、いつでも即対応が可能な体制を確保する
- (4) 訪問介護に従事する職員として利用者の心に添いながら、満足して頂ける活動を行うことを旨とし、そのための評価を自らが得られるよう自己研鑽に努める
- (5) 介護技術、対人援助について所内での研修や、外部の研修に参加し訪問介護員として評価向上に努める。
- (6) 緊急時の対応が出来る体制づくりを行い、安心した暮らしが出来るよう支援する

(研修予定)

島根県老人福祉施設協議会・県社協・島根県福祉人材センター主催による外部研修、中堅者職員研修、認知症研修、プライバシー保護研修、難病研修、接遇マナー研修、虐待研修、口腔サポーター養成研修、事業所研修、法人内研修等

(事業所以外の活動)

社会福祉協議会職員研修・研究発表会、その他社協事業への参加

(3) 通所介護事業所 (デイサービスセンターつくし苑)

(事業目的)

在宅で暮らす多くの高齢者は、住み慣れた自宅での生活が続けられる事を望んでいる。その中で当事業所は、高齢者が要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域や在宅において、現在の能力に応じた自分らしい自立した日常生活を営めるよう、生活の質の向上に向けた支援を行うことを目的とする。

また、併せてサービスの提供により、介護負担の軽減となることを目的とする。

(事業内容)

様々な生活上の障害により、自宅に引きこもりがちになっている方に外出する機

会を提供し、集団活動に参加することで社会的孤立を解消するため、以下のサービスを提供する。

- ①送迎
- ②入浴
- ③機能訓練
- ④給食
- ⑤健康管理
- ⑥相談・助言
- ⑦関係機関との連携

(事業計画)

サービス提供により、在宅生活が継続できるよう、適切な支援等を行う。また、家族介護者の負担軽減となるよう適切なサービスを提供する。

- ①3月1日から10月31日までは7時間15分のサービス提供を行う
- ②11月1日から2月末までは6時間15分のサービス提供を行う。
- ③利用定数を25名とする
- ④機能訓練加算取得の取り組み

(研修予定)

島根県老人福祉施設協議会・県社協・島根県福祉人材センター主催による外部研修、レクレーション研修、事業所内・法人内研修